

令和 8 年度 第 5 回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 日 (火)			
開 催 場 所	役場 3 階 議員控え室			
開 催 日 時	令和 8 年 9 月 1 日 午後 1 時 30 分 開 会			
	令和 8 年 9 月 1 日 午後 2 時 25 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号	4 番	喜屋武 和徳		
議事録署名委員	5 番	大城 正和	6 番	玉城 健次

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第 2 会期の日程について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第 11 条の規定により、ただ今から令和 8 年度 第 5 回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は 7 名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第 1)	これより議事に入ります。 日程第 1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、書記には高良 琴美（たから ことみ）さん、議事録署名委員には、5 番 大城 正和（おおしろ まさかず）委員、6 番 玉城 健次（たましろ けんじ）委員を指名します。
議 長 （日程第 2）	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 （日程第 3）	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告 1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告 2 農地法第 3 条の 3 の届出について 報告 3 農業用施設届出書の報告について 以上です。
議 長 （日程第 4）	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 21 号 非農地証明願いについて 議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第 20 号から第 23 号までですが、そのうち現地資料確認を必要とするものが 17 件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)

議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 36 分 再開 午後 2 時 05 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、3ページから10ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号6番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号6番については、150日以上従事する新規就農者で、令和8年8月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議 長	続きまして、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号8番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委 員	議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 8 番については、150 日以上従事する新規就農者で、令和 8 年 8 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 21 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 21 号「非農地証明願いについて」を説明いたします。お手元の議案書 11 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 21 号「非農地証明願いについて」を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 21 号「非農地証明願いについて」、異議はございませんか。
	(異議なし)

議 長	議案第 2 1 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明いたします。 お手元の議案書 1 2 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、令和 8 年 8 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に

	ついて」整理番号1番、2番を議題とします。こちらは関連がありますので一括で審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番、2番について説明いたします。お手元の議案書13ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請についての内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番、2番について、令和8年8月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	墓の面積は、今帰仁村は何㎡までと決まってるの？
事務局	決まってはいいないですが、墓だけだと基本は1基30㎡。でもきちんと申請・計画されていれば、それ以上でも大丈夫です。
議長	議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番、2番について、異議はございませんか。
	（異議なし）
議長	議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番、2番については、異議なしと認め、可決決定いたします。

	続きまして、議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について説明いたします。お手元の議案書 1 3 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請についての内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について、令和 8 年 8 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番については、異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局	それでは私のほうから議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について説明いたします。お手元の議案書 1 3 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請についての内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について、令和 8 年 8 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番については、異議なしと認め、可決決定いたします。

[illegible]